

○工学院大学短期留学生受け入れ規程

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学学則（以下「学則」という。）第55条の第4項および工学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第45条の第4項の規定に基づき、外国人短期留学生（以下「短期留学生」という。）の受け入れについて必要な事項を定める。

(短期留学生)

第2条 外国の大学等との交流協定（以下「協定」という。）に基づき、当該大学からの推薦によって本学の学部または大学院に1年以内の短期留学を志願する者があるときは、特別研究生として入学を許可することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入学許可を取り消す。

(1) 出願書類に虚偽の記載があったとき

(2) 出願した在籍期間が3カ月を超えるにも関わらず在留資格「留学」を取得できなかったとき

(3) 出願した在籍期間が3カ月を超えるにも関わらず入学までに住民票(市区町村役場等発行のもので、国籍等、在留期間、在留資格が明記してあるもの)の写しを提出できなかったとき。

(教育プログラム)

第3条 短期留学生は、指導教員の指導に基づく個別の教育プログラムを受ける。

2 教育プログラムは、当該学生を受け入れる学科もしくは専攻が決定する。

(研究に要する費用)

第4条 短期留学生の研究に要する実費は、当該受入学科または専攻が負担するか、自己負担とする。

(生活に要する費用)

第5条 日本での生活に関する経費については、短期留学生の責任において支弁する。

(順守事項)

第6条 短期留学生は、学則、大学院学則その他学内規程および法令を遵守しなければならない。

2 短期留学生が前項の規定に違反したとき、学長は、教授総会または大学院委員会の意見を聴いて、これを除籍することができる。

(事務)

第7条 短期留学生の教務に関する事務は教務課、研究費に関する事務は学事課、生活に関する事務は学生支援課が処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が教授総会および大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 事務組織改編に伴う所管部署の変更。